※提出部数はすべて 2部(1部は控えとして押印後、届出者に返却します)

	事由	届出の種類	届出時期	備考
1	公害防止統括者(公害防止統括者の代理者)を選任、死亡・解任したとき	公害防止統括者(公害防止統括者 の代理者)選任、死亡・解任届出	選任した日から 30 日以内	 資格は不要 常時使用する従業員数が21人以上の工場は選任が必要 業務を統括・管理する者(例:工場長等)を充てること
2	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を選任、死亡・解任したとき	公害防止管理者(公害防止管理者 の代理者)選任、死亡・解任届出	選任した日から 30 日以内	資格を有する者施設区分に応じて必要な有資格者を 選任
3	上記 1、2の届出をした特定事業者の地位を承継したとき	承継届出	遅滞なく	